

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 224 号（諮問第 240 号）

件名：警察安全相談等・苦情取扱票の不訂正決定に関する件

### 1 訂正請求

令和 4 年 12 月 28 日

### 2 原処分

令和 5 年 1 月 16 日（不訂正決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る「警察安全相談等・苦情取扱票（令和 4 年 11 月〇日受理、整理番号安城：2832）」のうち、別表の「訂正を求める箇所」（以下「本件保有個人情報」という。）の訂正を求める自己情報訂正請求について、不訂正決定とした。

### 3 審査請求

令和 5 年 1 月 24 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 5 年 2 月 28 日

### 5 答申

令和 6 年 3 月 19 日

### 6 審議会の結論

処分庁が、本件保有個人情報を不訂正決定としたことは妥当である。

### 7 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、県の機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものである。

このうち、訂正請求については、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するため、条例第 29 条で、開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報について必要な訂正を請求することができる」と定めている。

当審議会は、実施機関の保有する個人情報の訂正を請求する個人の権利が不当に侵害されることのないように条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件訂正請求について

ア 審査請求人が令和 4 年 11 月 28 日付けで行った「私が同年 11 月〇日に B 警察署

に相談した際に、作成された警察安全相談等・苦情取扱票（請求日現在、愛知県 B 警察署刑事課で保管するもの）」という自己情報開示請求に対して、処分庁は、本件対象文書である審査請求人から申出があった際の審査請求人と B 警察署警察職員 C との電話での会話を記録するために作成した警察安全相談等・苦情取扱票を特定した上で、同年 12 月 12 日付けで自己情報一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、同年 12 月 28 日付けで自己情報訂正請求を行い、処分庁は令和 5 年 1 月 16 日付けで自己情報不訂正決定を行った。

イ 審査請求人は、自己情報訂正請求書において住所は空欄ではなく「特定地番 A」である旨、生年月日は「不詳」ではなく「特定年月日 E」である旨を主張し、訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等として、住民票及び運転免許証を提出している。

処分庁は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らし合わせて訂正する必要がないとして不訂正決定をしている。

(3) 本件保有個人情報の訂正の可否について

ア 当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、本件対象文書は警察が申出人から相談があった時に聴取した事項を記録する性質の文書であり、本件対象文書における申出人の住所及び生年月日については相談時に聴取していないとのことである。

当審議会において検討したところ、本件対象文書は相談時に聴取していない事項を記録するものではなく、申出人の住所及び生年月日については相談時に聴取していないことからすれば、住所が空欄で生年月日が「不詳」であったとしても、本件保有個人情報が事実でないとは認められず、本件訂正請求に理由があるとは認められない。

イ したがって、本件保有個人情報を訂正する必要は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

訂正を求める箇所		訂正請求の内容
申出者の住所		特定地番 A
申出者の生年月日	不詳	特定年月日 E